

過重労働による健康障害防止
のための労務管理等説明会

平成28年11月

11月は過重労働解消キャンペーン期間です



鳥取労働局

目 程

- 1 開会あいさつ
 - 2 時間外労働等の削減について
 - 3 労働者の健康管理について
 - 4 働き方改革について
 - 5 質疑、その他
-

資 料 目 次

- 1 時間外労働等の削減について
 - (1) 過重労働による健康障害防止を防止するため事業者が講ずべき措置
 - (2) 労働時間の状況、職場におけるメンタルヘルスの状況、脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況 等について
 - (3) 過労死ゼロを実現するために
 - (4) 11月 は「過重労働解消キャンペーン」期間です。
 - (5) 長時間労働の削減に向けて
- 2 労働者の健康管理について
 - (1) 労働者の健康を守るために
「過重労働による健康障害防止対策」
- 3 働き方改革について
 - (1) 働き方改革について
 - (2) ご存じですか？「無期転換ルール」
～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の準備～
 - (3) 社員も会社もイキイキ満足！「労働時間等見直しガイドライン」を活用して
 - (4) 仕事と生活の調和のために、年次有給休暇を計画的に活用しよう。
- 4 その他
 - (1) 鳥取県最低賃金 時間額715円
 - (2) 事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト